

議事の経過

開議 午前10時

○小松文人議長 これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に事務局長が諸般の報告をいたします。

事務局長。

○山崎富貴事務局長 本日の出欠状況を報告いたします。

定数14人、欠席1人、出席13人であります。欠席の千光士伊勢男議員は所用のため欠席の届け出がっております。

以上で諸般の報告を終わります。

○小松文人議長 これより日程に入ります。

日程第1、議案第61号「30 災第904号市道古井別役線道路災害復旧工事請負契約締結の件」を議題といたします。

これより本件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

11番 山下正浩議員。

○11番（山下正浩議員） 議案第61号「30 災第904号市道古井別役線道路災害復旧工事請負契約締結の件」について3点伺います。

入札記録を見ますと、入札参加業者は9社であります。そのうち応札者は3社であります。他の6社は全て辞退をしておりますが、辞退したのはどのような理由で辞退したのか伺います。

2点目として、入札年月日は元年5月20日ですが、辞退した6社は入札日以前に辞退届は提出されてはいないのか、伺います。

3点目として、入札参加業者は9社のうち6社が辞退し、3社での入札となっておりますが、このような一般競争入札は正常な入札と思っておるのか伺います。

○小松文人議長 企画調整課長。

○国藤実成企画調整課長 11番議員の御質問にお答えいたします。

3点御質問いただきました。まず1点目の辞退の、9社中応札が3社、6社が辞退の理由でございますけれども、結論から申し上げますと辞退理由を正確に全て把握することはそもそもできません。他の入札でも最近辞退が徐々にふえておりまして、昨年の7月豪雨被害が余りにも甚大で、災害復旧工事を中心に発注件数、工事費が業者の受注能力を超えてきた、あるいは現在のほかの手持ち工事との兼ね合いから、主任技術者や現場代理人の配置等の都合で辞退をされているのではないかと推測をしております。

2点目の入札年月日、入札日以前に辞退をしているのかどうかということですが、ちょっと答弁いたします前に簡単に補足と言いますか説明させていただきます。総合評価方式の場合で申し上げますと、指名通知をいたしましてから入札日までの間に前もって所定の届出書を提出していただく必要がありまして、この書類の提出がない者は失格、つまりこの書類を提出しないことで実質的に入札辞退の意思表示をすることができます。また、総合評価方式であるかどうかにか

かわらず、一般的に指名競争入札を辞退する場合には、その旨の連絡・届け出をいただいております。市所定の辞退届の様式には辞退理由の記載欄を設けておりますが、例えば、都合によりですとか、諸事情によりといった曖昧なもので差し支えないことになっております。関係する法令や通達では、辞退理由を明らかにする義務規定はなく、高知県の入札では辞退理由は全く求められていないところであります。

お尋ねの入札日以前に辞退をしたのかという御質問ですが、基本的に事前の届け出書を提出しないことをもって事前に辞退届をされておりますのが5社で、うち1社につきましては都合によりとのことで、辞退届もあわせて提出をされております。残る1社につきましては、これも入札日以前に届け出書は提出をされて、入札に参加をする意思表示はいったんはされましたけれど、後日入札日までの間に、主任技術者の配置の都合とのことで口頭で辞退の申し出があっております。結論としましては、辞退された6社ともが事前に何らかの形で辞退の申し出をされているということになります。

それから最後の9社中6社が辞退をして3社での競争入札が正常な入札かということですが、基本的には2社以上の参加で入札は成立をいたしますので、そういう意味におきましては適法な入札であったと考えております。以上です。

○小松文人議長 11番 山下正浩議員。

○11番（山下正浩議員） 再質問をします。

2社でもね、入札できることはわかつちよる。それと辞退の理由の1つとして、主任技術者の数、これが問題になつちゅうわけ。だから辞退せないかんだった。

再質問いたします。2点伺います。請負代金額3,500万円以上の工事には専任の主任技術者を配置しなければならない。いわゆる張りつけておかなければならないと思いますが伺います。

2点目として、この場合は例えば発注者が高知県とか林業事務所等であっても災害工事以外の工事であれば専任の主任技術者を配置、張りつけておかなければならないと思いますが、伺います。

○小松文人議長 企画調整課長。

○国藤実成企画調整課長 11番議員の再質問にお答えをいたします。

まず1点目の3,500万円以上の請負工事であれば主任技術者は専任になるのではないかと思います。原則的にはその通りでございます。ただ、国土交通省なり県のほうから通知が来ておりまして、基本的に3,500万円以上はまず専任になります。ただ、この3,500万円以上の工事を含む手持ちで、お1人の主任技術者が持たれてる場合は、その工事を含めて原則2件まで現在兼任をすることが認められております。災害以外の工事ではどうかということですが、基本的には主任技術者については専任・兼任の取り扱いについてはもう先ほど申し上げましたとおりです。兼任も一定の条件を満たせば許されるということになります。以上です。

○小松文人議長 11番 山下正浩議員。

○11番（山下正浩議員） 市長ね、きょうび、もう3,500万円はいくらでもありますよ。

最後の質問をいたします。2点伺います。請負代金額3,500万円以上、1人1件ではもうなくて、2件にするとかそういうふうに緩和をもうするべきやないですか。伺います。

業者ごとにそしたら主任技術者数を市は把握しておりますか。伺います。

○小松文人議長 企画調整課長。

○国藤実成企画調整課長 11番議員の再々質問にお答えをいたします。

主任技術者が受け持つ工事の件数を緩和すべきではないかということですが、既に県におきましても国におきましても市におきましても、一定の条件のもとで緩和はしております。先ほど申し上げましたように3,500万円以上の工事を1件持っておれば、その工事を含めて原則2件まで基本的には兼務ができます。ただ、その2件兼務をする現場が例えば10キロの範囲でありまうとか工事の内容が密接に関連をしているとか、そういう条件はございますけれど、現時点でも既に緩和をしております、そのことにつきましては業者は承知置きのことというふうに理解をしております。それから2点目の主任技術者数を市のほうは把握はしているかということですが、この御質問の主旨は、把握をしっかりしておくことで主任技術者が違法に現場を兼務することが防げるというような意味合いもあるかと思いますが、基本的に県におきましても市におきましても主任技術者の数なり、どなたが主任技術者ということについては、その会社が当該工事で張りつけられた主任技術者につきましては届け出をいただきますので、当然把握をするわけですが、その当該会社は何人、どなたの主任技術者がいるのかということでありまうとか、あるいは県の工事、国の工事を違法に兼務しているのではないかというような、もし仮にことがあったとしても把握するすべはないものと。そういう事案があったときには、1件ごとの事案の内容を見て改善を指導していくということになろうかと思っております。以上です。

○小松文人議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小松文人議長 ほかに質疑もなければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小松文人議長 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小松文人議長 別に討論もなければ討論を終結いたします。

これより、議案第61号「30 災第904号市道古井別役線道路災害復旧工事請負契約締結の件」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○小松文人議長　起立全員であります。よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第62号「安芸市防災センター条例等の一部を改正する条例」から議案第74号「安芸市火災予防条例の一部を改正する条例」までの13件を一括議題といたします。

これより、これら13件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小松文人議長　別に質疑もなければ質疑を終結いたします。

これより委員会付託を行います。ただいま議題となっておりますこれら13件は、お手元に配付いたしました委員会付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

日程第3、議案第75号「令和元年度安芸市一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

これより、本件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小松文人議長　別に質疑もなければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小松文人議長　御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小松文人議長　別に討論もなければ討論を終結いたします。

これより、議案第75号「令和元年度安芸市一般会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○小松文人議長　起立全員であります。よって本件は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。明日から18日まで休会とし、19日午前10時再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

散会　午前10時15分